

玉水保育園の利用定員の変更(減少)について

令和7年4月からの利用定員変更(減少)について、玉水保育園から届出があり、必要な手続きが完了したことを報告いたします。なお、利用定員の設定と異なり、変更の場合には子ども・子育て会議での意見聴取が義務付けられておりませんので、報告のみとなります。

☐対象施設

玉水保育園（羽村市羽東3-21-12）

☐変更前後の利用定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合計
変更前	6人	18人	24人	24人	48人	120人
変更後	6人	18人	20人	22人	44人	110人

【参考】

☐子ども・子育て支援法

（特定教育・保育施設の確認）

第三十五条

特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

☐子ども・子育て支援法施行規則

（特定教育・保育施設の利用定員の減少の届出）

第三十四条

法第三十五条第二項の規定による利用定員の減少の届出は、次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うものとする。

一 利用定員を減少しようとする年月日

二 利用定員を減少する理由

三 現に利用している小学校就学前子どもに対する措置

四 法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの減少後の利用定員

玉水保育園の利用定員の変更(減少)について

□子ども・子育て支援新制度自治体向けFAQ【19.1 版】

(NO.104 利用定員変更の際の手続き)

問

確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合にも、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に届け出なければならないのでしょうか。

答

確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が利用定員を増加・減少させる場合は都道府県知事への届出が必要となります。また、定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。